

NO	資料名	ページ	項目	質問事項	回答案
1	募集要項	目次	以下の資料は、提案様式集の様式1-2により、提供依頼のあった事業者に対して提供する。	<p><別途提供資料>について、提供依頼期日の明記がありません。第1次審査書類提出日までの随時と判断して宜しいでしょうか。ご教授願います。</p> <p>また、ご提供頂ける 資料1：現三田市民病院敷地図 資料2：現三田市民病院平面図・立面図・断面図 について、CADデータとPDFデータで頂けると判断して宜しいでしょうか。ご教授願います。</p>	第1次審査書類提出日までの随時で問題ありません。CADデータはないためPDFデータでのみ提供します。
2	募集要項 本文 提案様式集 本文	P1(3) 募集・選考のスケジュール P1 第1 提出書類一覧	第1次審査資料提出期日、第2次審査資料提出期日	提案様式集では、【第1次審査資料 9月24日(水)まで】 様式2-1～様式2-6、【第2次審査資料 10月30日(金)まで】様式4-1～様式7となっておりますが、募集要項 本文P1.1.(3)募集選考のスケジュール それぞれ 令和8年9月24日(木)まで、令和8年10月30日(金)までと読み替えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	提案様式集の記載に誤りがあったため、【第1次審査資料 9月24日(木)まで】、【第2次審査資料 10月30日(金)まで】と訂正します。
3	募集要項 本文	P1(3)	募集・選考のスケジュール	<p>募集・選考のスケジュールでは、令和8年9月24日まで参加申込書及び第1次審査書類の提出、令和8年10月1日頃参加資格審査結果の通知となっております。</p> <p>第2次審査書類の提出期日の10月30日まで30日限りですが、第2次審査書類の要求内容から判断すれば、事前の医療関係者との協議・医療サービスの提供に関する提案・・・土地及び既存建物機械設備、電気設備等調査・・・行政官庁との事前協議・開発許可が可能か調査・・・近隣住民への事業内容の周知・・・新築建物基本計画・実施設計・積算等に係る日数が相当数必要かと想定されます。これらの作業に関しては日数もさることながら、相当の費用が必要かと思われれます。(仮に、先行投資を行い第2次審査書類作成を進めても、第1次審査で失格となった場合 損失が発生致します。) ゆえに、30日間では時間不足のため延伸して頂くことは可能でしょうか。ご教授願います。</p>	第2次審査資料の作成期間を十分に確保するため、下記のとおり募集要項を変更します。 変更前：【第2次審査書類の提出期日】 令和8年10月2日(金) から令和8年10月30日(金) 変更後：【第2次審査書類の提出期日】 令和8年10月2日(金) から令和8年11月30日(月)
4	募集要項 本文	P1/P3	2.- (5)	(5) 事業者スケジュール について、・・・・新病院の開院スケジュールによっては、跡地活用事業への着手時期が遅れる可能性がある。となっておりますが事業着手前段の調査(建物内部(EV含む)、建物外部、電気設備、機械設備、医療検査機器(医ガス設備含む)、その他)について第1次・第2次審査提出書類作成時に随時現地調査・ご担当者ヒアリングを行えるのでしょうか。ご教授願います。	ヒアリングは予定していません。 2024年12月実施のエンジニアリングレポートを提供しますので内容をご確認ください。
5	募集要項 本文	P3	3.- (1) -①	① 応募事業者は、自ら事業用地の土地すべて及び同上土地上のすべての所有権を取得、その取得した土地及び建物(建物の全部または一部を解体撤去して、又はその解体撤去をせずに建物を新築することも可)・・・・とありますが、既存建物の全部を解体撤去して新設建物を新築する場合「回復期医療」、「外来診療」、「休日応急診療センター」、「病児保育」の開業が、土地全て及び同土地上の建物すべての所有権を取得後 相当期間(基本設計業務・実施設計業務、開発設計業務、解体撤去工事、開発工事、新築工事、インフラ整備を含む外構工事等)必要になりますが宜しいでしょうか。ご教授願います。	一定の期間を要することはやむを得ないと考えています。 具体的なスケジュールについては、事業スケジュール等や新病院の開院の時期を踏まえつつ、優先交渉権者が決まりましたら優先交渉権者と協議のうえ決定します。
6	募集要項 本文	P3	3.- (1) -②-ア)	多岐に亘る事業を運営しておりますが、回復期医療機関の運営法人に該当する資格要件をご教授願います。	<p>当初の募集要項の資格要件は「回復期医療(回復期リハビリテーション病棟または地域包括ケア病棟)の運営実績を10年以上有すること」としておりましたが、この資格要件では、病棟の種類が限定的であり、全国的に進められている急性期から回復期への機能転換等を行った医療機関がこの資格要件を満たさない場合等の弊害があります。したがって、事業者の参加機会を過度に制限することを避けるため、募集要項の資格要件を以下のように変更します。</p> <p>変更前：「回復期医療(回復期リハビリテーション病棟または地域包括ケア病棟)の運営実績を10年以上有すること」 変更後：「回復期医療(回復期リハビリテーション病棟または地域包括ケア病棟)等の運営実績を10年以上有すること」</p> <p>資格要件に該当するかの可否については、第1次審査にて総合的に判断します。</p>
7	募集要項 本文	P4	3.- (2) -②	② 代表法人は、応募事業者として提案したすべての事業が開業に至るまで(途中略)・・・・市に対し負担する全ての債務を連帯して負担する。とありますが、すべての債務とは何かをご教授願います。	構成法人が、市に対して負担する全ての債務ですが、例示すると土地建物の売買や賃貸借に関する支払い債務、契約で市に対して負う債務の不履行から生じる損害賠償債務、市との契約に基づいて構成法人が市に対し負う金銭的、サービス提供義務などの契約に伴い生じる債務などです。
8	募集要項 本文	P4	3.- (2) -③	③ 代表法人は回復期医療ならびに外来診療を開業後10年間(途中略)・・・・構成法人が市に対して負担する全ての債務を連帯して負担する。とありますが、すべての債務とは何かをご教授願います。 また、開業後10年間とありますが、開業時期について準備・改修工事又は、新築工事期間が相当期間ありますが 事業者主体の時期と判断して宜しいでしょうか。ご教授願います。	<p>【上段】 NO.7をご参照ください。</p> <p>【下段】 事業者主体の時期ではなく、開業し診療開始日から10年となります。</p>
9	募集要項 本文	P9	4.- (2) -②-e	土地の売却について、A及びCは当初売却となりますが、Bについて、市道が廃止される時期はいつになるでしょうか。ご教授願います。 また、Bについて土地売買契約を締結・決裁するまでの間について 維持管理費用・占有借地料等は無償と考えます。ご教授願います。	<p>【上段】 廃止時期は未定であるが、土地建物の譲渡の時点と想定しています。</p> <p>【下段】 土地売買契約を締結・決裁するまでの間については、市保有の土地になるため、維持管理費用・占有借地料等は無償です。</p>
10	募集要項 本文	P9/P10	4.- (4) -④	・・・・市は事業用地及び既存建物について瑕疵担保及び危険負担の責任は負わない。と、なっていますが、地下埋設物、土壌汚染について含まれるのでしょうか。ご教授願います。	地下埋設物、土壌汚染についても含みます。